

栗田町内会規約

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第 2 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦に関すること
- (2) 専門部の活動に関すること
- (3) 各種団体との連絡調整に関すること
- (4) 行政情報の活用と行政との連携調整に関すること
- (5) 所有する資産の管理及び運用に関すること
- (6) 地域の将来計画に関すること
- (7) 簡易保険の保険料団体払込制度に関すること
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項

(名 称)

第 3 条 本会は、栗田町内会（以下「本会」という。）と称す。

(区 域)

第 4 条 本会の区域は、横須賀市栗田1丁目及び栗田2丁目とする。

2 本会の区域に別に定める区を設置する。

(事務所の所在地)

第 5 条 本会の事務所は、神奈川県横須賀市栗田2丁目24番11号に置く。

第2章 会 員

(会員の資格)

第 6 条 第4条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員になることができる。

(入 会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あてに提出しなければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒まない。

(会 費)

第 8 条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あてに提出するものとする。

2 会員が死亡又は区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

第3章 役 員

(役 員)

第 10 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長……………1名

- (2) 副 会 長…………… 2名
- (3) 会 計…………… 2名
- (4) 特命理事…………… 7名以上10名以内
- (5) 理 事…………… 19名
- (6) 防災部長…………… 1名
- (7) 婦人部長…………… 1名
- (8) 監 事…………… 2名

(役員を選任)

第 11 条 役員は、総会において会員の中から選任する。ただし、役員の選出方法は別に定める。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。又会長は、会計を兼ねることはできない。

(役員職務)

第 12 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。

3 会計は、本会の金銭出納について分掌する。

4 特命理事は、会長が指示した職務を行う。

5 理事は、別に定める職務を分掌する。

6 監事は、地方自治法第260条の12に定める職務を行う。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は、通常総会から通常総会までとし、次のとおりとする。ただし、連続2期までの再任を妨げない。

(1) 会長及び監事は、3年とする。

(2) 理事及び婦人部長は、1年とする。

2 副会長・会計・特命理事及び防災部長は、第11条に基づき選任された会長の任期とする。ただし、会長の改選後も継続して選任する場合は、次によるものとする。

(1) 副会長・会計及び防災部長は、同一役職で通算6年を超えないこと。

(2) 特命理事は、同一担当職で通算6年を超えないこと。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

(役員解任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により解任することができる。

(1) 心身が支障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

第4章 総 会

(総 会)

第 15 条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第 16 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 17 条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が、必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき

(3) 監事から地方自治法第260条の12第4号の規定により請求があったとき

(総会の招集)

第 18 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定により請求のあったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日以上前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 20 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第 21 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第 22 条 やむを得ず総会に出席できない会員は、総会の通知された事項については、書面をもって表決するか他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席した会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記する。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第 26 条 役員会は、会長が認めたとき又は役員²分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第 27 条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集するときは、会議の目的事項及びその内容、日時、場所を示して、開催の日の5日以上前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 28 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第 29 条 役員会は、役員³分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(役員会の議決)

第 30 条 役員会の議事は、出席した役員⁴の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(役員会における書面表決)

第 31 条 やむを得ず役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項については、書面をもって表決することができる。この場合、前2条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第 32 条 役員会の議事録には、第23条の規定を準用する。この場合、同条中の「総会」は「役員会」と「会員」は「役員」と「書面表決者及び表決委任者」は「書面表決者」と読み替えるものとする。

第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 33 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 34 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

2 前条第1号の資産の処分、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始時に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び収支決算)

第 37 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

(借入金)

第 38 条 本会が、資金の借入をしようとするときは、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 39 条 この規約は、総会において、会員の4分の3以上の議決を得て、かつ、横須賀市長の認可を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第 40 条 本会は、次の事由により解散する。

(1) 破産

(2) 横須賀市長の認可取り消し

(3) 総会の決議

(4) 構成員の欠亡

2 総会の決議に基づいて解散するときは、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

第8章 雑 則

(個人情報保護の取扱)

第 41 条 本会が町内会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別途「栗田町内会個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

(委 任)

第 42 条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会の設立当初の役員は、第10条の規定にかかわらず設立時の「役員名簿」のとおりとし、その任期は第12条第1項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。
- 2 この会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず設立認可のあった日から平成17年3月31日までとする。
- 3 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

附 則

この規約改訂による役員は、第11条の規定にかかわらず、平成18年度通常総会で承認された役員がその任に当たる。

附 則

- 1 この規約は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この規約改正による役員は、第11条の規定にかかわらず、平成23年度通常総会で承認された役員がその任に当たる。

附 則

- 1 この規約は、平成30年6月14日から施行する。
- 2 この規約改正による役員は、第13条の規定にかかわらず、平成30年度通常総会で承認された役員がその任に当たる。

